

○ゴミポスト掲示使用細則

平成17年9月17日制定

令和4年3月19日全部改正

ゴミポスト掲示使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日吉台共有施設管理組合（以下「組合」という。）が設置しているゴミポストの掲示板（以下「掲示板」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲示物の範囲)

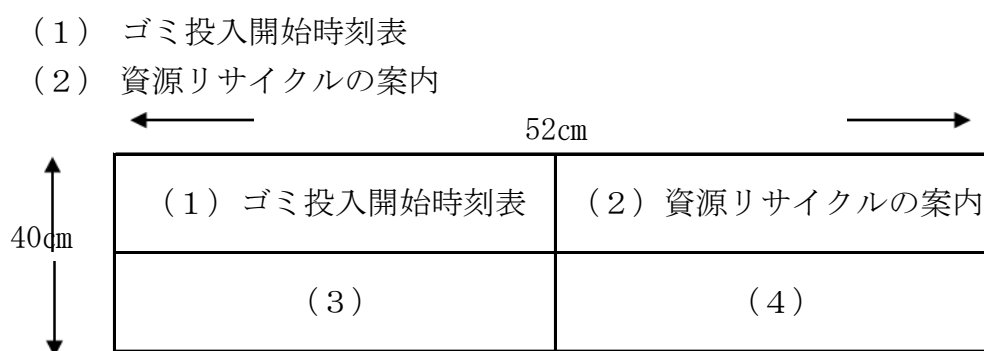
第2条 掲示板に掲示する文書又は図画等（以下「掲示物」という。）は、次の各号に掲げる掲示物に限り、許可するものとする。

- (1) 富里市のごみに関する告知
- (2) 自治会のごみに関する告知
- (3) 資源リサイクルの案内
- (4) 日吉台自治会及び日吉台小学校区自治会連絡協議会に係わる文書・案内（夏祭り、音楽祭、コミセン祭り等）
- (5) その他公益上必要があると組合が認めた掲示物

(掲示物の指定箇所)

第3条 前条の規定により掲示物を掲示できる箇所は、ゴミポスト掲示板内の組合が組合員に対して行う告知専用部分以外に空スペースがある場合に限り、掲示できるものとする。

2 掲示物の指定箇所は、次の図の(3)又は(4)に掲げる箇所とする。



(掲示物の規格)

第4条 掲示物の規格は、B5以内の大きさとする。ただし、組合が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(掲示物の制限)

第5条 次の各号に掲げる掲示物は、許可しない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 営利を目的とするもの
 - (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - (6) 社会問題についての主義主張と認められるもの
 - (7) 趣味等のサークル活動の勧誘をするもの
 - (8) その他掲示物として適当でない組合が認めたもの
- (掲示期間)

第6条 掲示物の掲示期間は、1か月以内の期間とする。ただし、組合が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(掲示物の掲示及び撤去)

第7条 掲示物の掲示及び撤去は、組合から許可を受けた者がこれを行う。

2 掲示期間が終了した掲示物は、終了日から3日以内に撤去しなければならない。

3 前項の撤去期限を経過しても掲示物を撤去しない場合、組合は当該者に督促するものとし、従わないときは、組合がこれを撤去することがある。

(申請)

第8条 掲示物を掲示したい者（以下「申請者」という。）は、ゴミポスト掲示使用許可申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に掲示しようとする掲示物の原本又は写しを添えて組合に提出しなければならない。

(決定)

第9条 組合は、申請書を受理したときは、内容を審査し、許可の可否を決定する。

2 組合は、前項の規定により許可を決定したときは、提出された掲示物の一枚に受付印を押印するものとし、この他の掲示物への押印は省略するものとする。

(掲示の禁止及び特例)

第10条 ゴミポスト前面（掲示板を除く。）への掲示は、禁止する。

2 緊急性がある掲示物又は特に重要と認められる掲示物は、前項の規定にかかわらず、組合が許可することがある。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、ゴミポストの掲示に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮り決定する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(ゴミポスト掲示使用細則（平成17年9月17日制定）の廃止)

2 ゴミポスト掲示使用細則（平成17年9月17日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この細則の施行日前に許可された掲示物については、なお、従前の例による。

別記様式

ゴミポスト掲示使用許可申請書

年 月 日

日吉台共有施設管理組合理事長 様

団体名	
責任者	
電話番号	

記

掲示物の名称		
利用の目的		
掲示期間 (1か月以内)	年 月 日から	年 月 日まで
ゴミポスト の掲示箇所	<input type="checkbox"/> 全部 (68箇所) <input type="checkbox"/> 一部 (ポスト名)	
※組合記入欄	掲示に関する事項	撤去に関する事項
掲示板の 開閉鍵の番号		
鍵の貸出日		
鍵の返却日 (予定日)		
連絡先氏名 ・電話番号		

日吉台共有施設管理組合

受付印